題目 地域とともに子どもを育てる学校運営協議会

指導教官 山口健二 発表者 杉田智恵子

1. 題目設定の理由

現在、「開かれた学校づくり」が教育改革の一つの主要テーマとなっている。学校・家庭・地域が一緒になって学校教育を支えようという動きは以前からあり、学校運営協議会は平成16年から法定の制度となった。保護者や地域住民が学校運営に協力することの必要性、また、現在ある取り組や成果について調べることで、学校と地域の結びつきを強めることの重要性について考えたいと思い、本題目を設定した。

2. 論文構成

第1章 裁量権拡大に向けての教育改革

第2章 学校運営協議会とは

第1節 経緯

第2節 概要

第3節 地域との連携の推進

第3章 東京都杉並区立桃井第四小学校―地域ととも に教育を展開していく学校―

第1節 地域コミュニティとしての取り組み

第2節 学校運営協議会による学校教育コーディ ネーターと学校との連携体制づくり

第3節 人事に関する意見具申

第4章 熊本県菊池市立泗水小学校―地域とともに 教育を展開していく学校―

第1節 学校支援地域本部事業による外部人材 を活用した取組

第2節 学校支援人材のネットワークづくり

第3節 組織との連携

第4節 学校の運営方針に関する意見具申

第5章 地域と教育理念の共有を図る学校運営協議 会

第1節 交流による地域のニーズの把握

第2節 地域との交流による学校教育への効果

3. 論文の概要

【第1章】裁量権拡大に向けての教育改革

平成10年に出された中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」を契機として、家庭や地域のニーズに応じ、自らの判断で学校づくりに取り組む、学校の自主性・自律性が強調されるようになった。それとともに教育課程編成の弾力化が進み、学校は家庭・地域と連携して特色ある学校経営を行い、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことを求められるようになった。しかし、学校の自主性・自律性を重視し、特色ある学校づくりを進めていくためには、人事、学級編成、予算、教育内容に関し学校・校長の裁量権限を拡大することが必要である。また、学校の裁量権を拡大するためにはその土台として、確固とした教育条件の整備が求められた。

【第2章】学校運営協議会とは

学校運営協議会とは、保護者や地域住民、有識者などから構成され、学校の運営について、意見を述べたり、基本的な 方針を承認したりすることができる法令上の制度である。学校運営協議会には、「地方教育行政の組織及び運営に関する 法律」の第47条の5の規定に基づき、以下のような権限が与えられている。

- (1) 校長が作成する教育課程の編成など、学校運営の基本的な方針についての承認。
- (2) 教職員の任用に関して、任命権者である教育委員会に意見を述べる。

この制度は、公立学校の運営に保護者や地域住民等が直接参画し、より一層意見を反映させることのできる仕組みであり、保護者や地域住民等が直接運営に携わることで、信頼される開かれた学校づくりを推進していく。学校運営協議会は

地域と連携して学校運営を進めるため、学校を拠点として地域とつながりを持たせる働きがあり、学校と地域が交流を図り、両者の結びつきを強めることで互いを活性化させることができる。平成22年4月1日現在、全国で629校の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に学校運営協議会が設置されている。

【第3章】東京都杉並区立桃井第四小学校―地域とともに教育を展開する学校―

本章では、東京都杉並区立桃井第四小学校の取り組みについて紹介している。桃井第四小学校は子どもを地域住民で守り育てていく土壌が強いため、平成17年度に学校運営協議会を置く運びとなり、地域運営学校としてスタートした。 平成14年度に学校教育コーディネーター制度の導入、平成17年度に「ももしボランティア倶楽部」等5部会を立ち上げ、平成18年度から本格的に始動した。桃井第四小学校の学校運営協議会は、「理事会」としてだけではなく、「実働部隊」としての性格も併せ持っており、学校内外の交流を積極的に行っている。また、情報公開による開かれた学校づくりを進めるとともに、「地域のセンター」としての役割をつくり上げることを目指している。第2節で、学校運営協議会での協議により、学校教育コーディネーターと学校の連携の在り方をよりよくすることについて述べている。第3節では人事に関して、教育目標の実現や地域の声を反映させることができるよう、学校運営協議会委員と教職員の信頼関係が重要であることと、そのための取り組みについて述べている。

【第4章】熊本県菊池市立泗水小学校―地域とともに教育を展開する学校―

本章では、熊本県菊池市立泗水小学校の取り組みについて紹介している。泗水小学校は地域や保護者の理解が深く、大変協力的であり、平成17年度に学校運営協議会を置いた。その年、泗水中学校の学校運営協議会と連携して、子どもたちの防犯のために「泗水っ子すこやか育成会」を発足した。平成20年度には学校支援地域本部事業である「泗水っ子応援委員会」を発足して、学校運営協議会と様々な取り組みを行っている。平成20年度までは外部人材を活用する際のコーディネーターを教職員が担っていたが、平成21年度より、学校地域支援本部事業の予算から地域の方がコーディネーターとして活躍している。泗水小学校は以前から教職員の自律的・創造的な動きを重視したプロジェクト制の校務分掌組織を採用しており、学校から独立した組織やPTAを校内組織に組み込むことで、学校・家庭・地域が協働する組織になっている。このような組織によってネットワークを作ることで、学校教育の支援はもちろん、防犯にも力を入れることができる。また、家庭・地域への積極的な情報発信や交流により、地域の協力的な意識や活動が深まりつつある。

【第5章】地域と教育理念の共有を図る学校運営協議会

学校運営協議会は、学校運営に保護者や地域住民等の主体的な参画を促進する仕組みであって、実際にボランティア活動等の学校への支援を行っているのは、組織として、その下にある学校支援地域本部事業等である。情報発信や連携を取る際、地域と学校が互いに交流して教育理念の共有を図り、地域全体で一緒に子どもを育てることが求められている。

第1節では、保護者や地域住民等が主体的に学校運営に参画することができるよう、学校からの情報発信や学校・家庭・地域・学校運営協議会がそれぞれを知ることの重要性、また、ネットワークによる地域人材を活用することのメリットについて述べている。第2節では、地域ネットワークを学校運営協議会が結び教育理念を地域全体で共有することで、学校の教育にどのような効果があるのか、どんな教育の可能性があるのかについて、総合的な学習の時間を例に挙げて述べている。結果として、地域全体で子どもを育てることは、未来を担う子どもたちの充実した豊かな学びを保証することであり、学校運営協議会が学校と地域のつながりを作り、強めることで実現に向かう、という結論に至った。

5. 主要参考文献

文部科学省HP コミュニティ・スクール第2章 事例

 第38回中央教育審議会総会一資料1-2:今後の学校の管理運営の在り方について(答申)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/04030401/002/003.htm

『時代の転換と学校経営改革』小島弘道 編 学文社 2007年